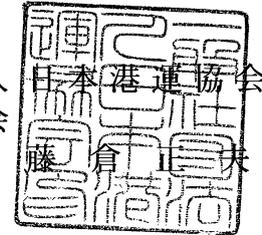




2022第418号
2023年2月17日

各地区港運協会長 殿

一般社団法人
業務委員会
委員長



「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」に
対する意見募集について

標記に関しましては、2022年5月に成立した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の一部改正に伴い、ヒアリ類の拡散防止や防除等の水際対策が強化されました。またヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定されることが決まったため、関係事業者の取り組みや配慮事項を整理した「対処指針」を定めることとされています。

今般、環境省より「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」について、2月10日（金）より3月11日（土）まで、意見募集（パブリックコメント）が開始されたとの連絡がありました。ご意見のある方は別添意見募集要領に基づき、直接ご提出下さるようお願い致します。（詳細は下記URLリンク先をご覧ください）

つきましては、お手数をおかけしますが、この旨貴協会傘下事業者へ周知頂くようよろしくお願い申し上げます。

- 「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」に関する
ご意見の募集について

https://www.env.go.jp/press/press_01155.html

（写）特別会員

意見募集要領

1 意見募集対象

添付資料3_ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針(告示案)

2 意見募集期間

令和5年2月10日(金)から令和5年3月11日(土)まで

※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の「意見募集案件」の一覧から「ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針に関する意見の募集(パブリックコメント)について」にアクセスいただき、「意見募集要領(提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力フォーム」より、以下の<意見提出様式>により御提出ください。

<意見提出様式>(e-Gov利用の場合)

○「提出意見」フォームには、下記のとおり御記載ください。

<該当箇所> 頁 行目(意見対象箇所を明記してください。)

<意見の要約>(100字以内で記載してください。)

<意見内容>(2,000字以内で記載してください。)

<意見の理由>(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

○「郵便番号」、「住所」、「姓」、「名」、「電話番号」、「メールアドレス」フォームも必ず御記入ください。

② 郵送による提出の場合

次頁の<意見提出様式>により、A4サイズ of 用紙に記載の上、封筒表面に「対処指針に関する意見」と明記して以下の宛先まで送付してください。

【提出先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室パブリックコメント担当 宛て

<意見提出様式>（郵送の場合）

件名：対処指針に関する意見

宛先：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

郵便番号・住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

- 1 意見の要約（100字以内で記載してください。）
- 2 意見の内容（2,000字以内で記載してください。）
- 3 意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- 意見は、日本語で提出してください。
- 意見内容は、2,000字以内で簡潔に記載願います。
- 記入漏れや、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効とさせていただきます。
- URLへの直接リンクによる御意見は無効とさせていただきます。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- 提出いただきました御意見については、氏名、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。
- 意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 締切日までに到着しなかったものや下記に該当する内容については無効とさせていただきます。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

4 資料の閲覧又は入手の方法

- ① インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 郵送による入手

郵送による送付を希望される方は、94 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、封筒表面に「対処指針に関する意見募集関係資料希望」と明記し、以下の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けしかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室パブリックコメント担当 宛て

5 問合せ先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話番号：03-3581-3351（代表）

ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針の概要

令和 5 年 2 月
環境省
国土交通省

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号）による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）においては、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定することとされた（法第 2 条第 3 項）。

この要緊急対処特定外来生物については、法第 24 条の 7 第 1 項において、環境大臣及び国土交通大臣が、要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めることとされている。

令和 4 年 11 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年政令 360 号）により、ヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定されることが決まったため、ヒアリ類について、対処指針を定めることとする。

2. ヒアリ類について

「ヒアリ類」とは、以下のア及びイの総称（通称）である。

ア、ヒアリ類 4 種群に属する種（下記 4 点）に属する生物の個体

- ・ *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）全種
- ・ *Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィシイマ種群）全種
- ・ *Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）全種
- ・ *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）全種

イ、アの各種群に属する種に属する生物が、アに記載の各種群に属する他の種に属する生物と交雑することにより生じた生物の個体

- ※ 上記の 4 種群に属する種やそれらの種の交雑により生じた生物は、いずれもヒアリと共通の性質を持っている近縁種である。
- ※ *Solenopsis invicta*（ヒアリ）は、*Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィシイマ種群）に含まれている。
- ※ *Solenopsis geminata*（アカカミアリ）は、*Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）に含まれている。

3. ヒアリ類に係る対処指針の内容について（案）

ヒアリ類に係る対処指針においては、法第 24 条の 7 第 1 項に基づき要緊急対処特定外来生物であるヒアリ類が付着等をするおそれがある物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者、当該物品等を所有し、又は管理する事業者及び当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者（以下「対象事業者」という。）がとるべき措置に関する事項を定めることとされている。

同項に基づき、対象事業者を役割に応じて極力具体化するため、対象事業者は以下の（1）～（9）とし、共通の取組事項及び対象事業者の役割に応じた取組事項を定める。

- （1）港又は飛行場を所有又は管理する事業者
- （2）コンテナ等をリース又は所有する事業者
- （3）船舶や航空機から物品又はコンテナ等を荷下ろしする事業者
- （4）物品等を倉庫で保管・仕分けする事業者（倉庫を管理する事業者を含む。）
- （5）車両で物品等を輸送する事業者
- （6）輸入、輸送及び保管について全体の流通を管理する事業者
- （7）物品等を受け取る事業者
- （8）物品について処分権限を有する事業者
- （9）船舶又は航空機で物品等を輸送する事業者

また、とるべき措置については、要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とするとともに、対象事業者が遵守すべき事項（法第 24 条の 7 に基づき勧告、命令の対象になる事項）に加え、実施することが望ましい事項や期待される事項についても記載し、優良事例の形成を促すこととした。

法第 24 条の 2 又は第 24 条の 5 に基づく検査、命令等に係る事項については本指針では取り扱わない。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年春頃	公布
6 月 1 日	施行

○国土交通省
環境省告示第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十四
条の七第一項の規定に基づき、ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針を次のように
定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針

第1 基本的な考え方

1 目的

特定外来生物による被害を防止するためには、侵入予防のために監視や情報収集を行うとともに、侵入を早期発見し、すみやかに対処することが重要であるところ、ヒアリ類については、多種多様な輸入品に付着して非意図的に国内に侵入するとともに、地面での営巣だけではなく様々な物品等に営巣が可能で、高い繁殖力を持つことから非常に高い拡散力を有しているという性質を踏まえ、関係事業者による早期発見、早期対処とそれを実施するための体制構築を行う必要がある。

本指針は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第24条の7第1項に基づき要緊急対処特定外来生物であるヒアリ類が付着し、又は混入するおそれがある物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者、当該物品等（物品又はその容器包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者及び当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者（以下「対象事業者」という。）がとるべき措置に関する事項を示すことにより、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害（生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。4において同じ。）を防止することを目的として、通常時から同定後までの各段階における取組事項を定めることとする。

2 定義

本指針において、次の（1）から（7）までに掲げる用語の定義は、それぞれ（1）から（7）までに定めるところによる。その他の用語については、法及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「施行令」という。）の定義に従うものとする。

（1）ヒアリ類 法第2条第3項に基づく施行令第4条並びに別表第四及び別表第五に規定されている、ソレノ

プスイス・ゲミナタ種群、ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群、ソレノプスイス・トゥリデンス種群及びソレノプスイス・ヴィルレンス種群に属する種に属する生物の個体、及びこれらの種群に属する種に属する生物がこれらの種群に属する他の種に属する生物と交雑することにより生じた生物の個体をいう。ヒアリはソレノプスイス・サエヴィスイマ種群に属する種であり、また、国内で発見事例があるアカカミアリはソレノプスイス・ゲミナタ種群に属する種である。

- (2) 同定 専門的知見を有する者がアリ若しくはアリの特徴を確認することができる写真等を分析することにより当該アリがヒアリ類であるか否かについて判断することをいう。
- (3) 疑いアリ アリの第一発見者から通報を受けた対象事業者の本指針に基づく取組を担当している者（第2の1の(1)アで決めた「担当者」をいう。）が、当該アリの特徴とヒアリ類の特徴を比較した結果、ヒアリ類に該当する疑いがあると判断した場合において、その判断の時点から当該アリの同定完了までの間におけるアリをいう。なお、このうち、法第24条の2第2項又は第24条の5第2項の規定に基づく移動の制限又は禁止の対象となるのは、法第24条の2第1項又は法第24条の5第1項の規定による検査対象となる物品等又は施設にアリが存在し、付着し、又は混入していることが確認でき、かつ、当該アリについて撮影された写真や採取されたサンプルを環境省職員が簡易的に目視等した結果、要緊急対処特定外来生物に該当する特徴が確認できた場合である。
- (4) コンテナ等 コンテナ、パレットその他の容器包装（物品自体を直接包んでいる包装フィルム、包装紙、段ボール等を除く。）をいう。
- (5) ヒアリ講習会 参加者がヒアリ類の性質、特徴等を習得するための講習会であって、環境省が全国の主要都市において開催し、又はインターネットの利用その他の方法により配信するものをいう。
- (6) ヒアリ研修動画 ヒアリ類の性質、特徴、規制内容、本指針に基づく対応等をまとめた研修動画であって、環境省がインターネットの利用その他の方法により配信するものをいう。
- (7) 目張り コンテナの出入口及び空気孔等の、アリがコンテナの内部から外部に出るための通路となりうる

箇所をテープ等で塞ぐ行為をいう。

3 薬剤の種類、特性、留意点

本指針におけるヒアリ類防除のための薬剤の種類に関する用語の意義、特性及び使用上の留意点は、次のとおりとする。各薬剤の使用に当たっては、その特性に十分留意しつつ、各製品の使用上の注意を遵守すること。なお、ヒアリ類については、市販のアリを対象とした薬剤で殺虫効果が得られることが確認されている。

(1) ベイト剤

ヒアリ類を誘引する成分を含む置き型の殺虫剤をいう。

遅効性であり、確認地点及び周囲に設置して使用するものである。ヒアリ類が餌として巣に持ち帰ることで連鎖的に殺虫効果が得られることから、ヒアリ類を巣ごと駆除する効果が期待できる。

ヒアリ類の侵入が確認されていない場所で予防的措置として使用しても効果はなく、在来のアリ等他の昆虫が駆除されることにより、かえってヒアリ類が侵入した際の定着リスクを高めるおそれがある。

(2) エアゾール剤

噴射剤の圧力を利用して、薬剤を空中に微粒子状に噴霧する殺虫剤をいう。スプレー型、定量噴霧型及び全量噴射型（ボタンを押すことにより一度に内容液の全量を噴射するもの）がある。

取扱いが容易であり、かつ即効性が高いため、緊急的な対策として有効である。スプレー型の場合、スプレー噴射の勢いにより個体が飛散するほか、入り組んだ貨物の奥や地面の穴の中には届かないことから、少数のヒアリ類がコンテナ等内部の目視可能な範囲に存在することが確認された場合に用いることが適切であり、巣や集団が確認された場合には使用しないこと。

(3) ワンプッシュ式エアゾール剤

エアゾール剤のうち定量噴射型のものであって、ボタンを押すことにより一度に内容液の定量（0.1～3.0ml

程度の少量)を噴射するものをいう。

スプレー型エアゾール剤とは異なり、短時間で高濃度の有効成分を噴射することで、コンテナのような閉鎖空間内で高い駆除効果が期待されるため、ヒアリ類が荷物の隙間、コンテナ内に多数潜んでいる可能性が高い場合に使用を検討すること。コンテナを目張りするなど密閉性を高くし、生存個体が逃げ出さないよう注意しながら使用することが適切である。

(4) 液剤

液体型の殺虫剤をいう。

散布液がかかったヒアリ類を即時的に殺虫する即効性のものと、急激な個体の死亡等による巣内への刺激を抑え、巣全体を効率的に防除することが期待される遅効性のものがある。

ヒアリ類がコンテナの床板内で大量に確認された場合など、生息場所が明確かつその範囲が限定されている場合に使用することが適切であるが、使用に当たっては専門家や専門業者への照会等により慎重に判断する必要がある。その上で、少量散布の場合は、市販の製品を購入し、シャワーノズル等を使用してヒアリ類が必ず液剤に接触するように均一に散布すること、大量散布の場合は、散布範囲や手順を専門家等の助言を受けて十分に検討した上で、専門業者により高圧噴霧器で散布を行う方法が効率的・効果的である。また、侵入の初期段階や防除の最終段階で生息域がごく狭い場合及び高密度に営巣している(女王を含むコロニーが巣を作っている)場合には、巣に浸透させるように散布することが重要である。

(5) くん蒸剤・くん煙剤

薬剤をガス化(くん蒸)する又は煙や霧状にする(くん煙)ことにより一定の空間に行き渡らせる殺虫剤をいう。

ヒアリ類が荷物の隙間やコンテナ等内に多数潜んでいる可能性が高い場合に使用を検討すること。

市販の製品を用いる場合は、コンテナを目張りするなど密閉性を高くし、他の薬剤を主として用いた上で、生存個体が逃げ出さないよう注意しながら使用することが適切である。その際、コンテナと地面の間はラップフィ

ルム等を用いてコンテナ下部の密閉性を図った上で、コンテナ下部からのくん蒸やくん煙を行うことが適切である。なお、シャーシに積載されている場合には、シャーシ全体を覆うようにシート等を用いてコンテナ下部の密閉性を図ることが適切である。ハッチを開けることにより羽アリ等が逸出する懸念がある場合には、通風口に適当な容器を接続し密閉性を確保した後に当該容器内でくん蒸剤やくん煙剤を用いて通風口を通じて簡易的に防除の処理を行った後に、再度コンテナ内のくん蒸・くん煙を行うことが適切である。

4 留意点

第2において「すること」と記載している内容は、法第24条の7第2項各号に定める事項の具体的な内容であり、対象事業者が当該記載に反する行為又は不作為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合等、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認められるときは、法第24条の7第5項から第7項までの規定により、環境大臣及び国土交通大臣は、対象事業者に対し、報告徴収、助言若しくは指導、これらを踏まえた勧告、又は勧告にかかる措置をとらない場合の措置命令をすることができることとされている。

本指針の第2において「望ましい」と記載している内容は、対象事業者がそれに従わない場合であっても、法第24条の7第6項及び第7項に基づく勧告及び命令の対象となることはないが、法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

また、「有効である」と記載している内容は、対象事業者がそれに従わない場合であっても、法第24条の7第6項及び第7項に基づく勧告及び命令の対象となることはないが、法の目的を踏まえ、実施した場合に有効であり、先進的な優良事例として実施が推奨されることを意味する。

なお、環境大臣は法第24条の5第1項に基づき、ヒアリ類が物品、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地又は当該施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必

要な最小量に限り、当該物品等は無償で集取させることができることとされている。検査の対象となる物品等又は施設にヒアリ類の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、同条第2項に基づき、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができることとされている。さらに法第24条の2第1項及び同条第2項に基づき、通関前の輸入品等の検査の結果、輸入品等又は移動施設に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれがあるときも、これらと同様に措置をとることができる旨が規定されている。

これらに該当する場面においては、本指針ではなく法第24条の2又は法第24条の5各項に基づく措置として、検査や命令等が行われ得ることに留意されたい。

第2 対象事業者の取り組むべき事項

第1の1の目的を達するため、対象事業者は、それぞれ以下に定める事項に沿って、必要な取組を講ずるものとする。なお、疑いアリ発見時の対応及びヒアリ類同定後の対応については、地方環境事務所、地方公共団体等と連携した対応をとることが推奨される。

1 対象事業者が共通して取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア 本指針に基づく取組に係る担当者（以下、単に「担当者」という。）を決めるとともに、担当者はヒアリ研修動画を、担当着任時及びその後定期的に（3年に1回程度以上）視聴すること。ただし、ヒアリ類への対策等については技術的な進歩が期待されることから、担当者はヒアリ研修動画を毎年1回以上視聴することが望ましい。

イ 担当者においては、地方環境事務所及び関連する対象事業者との連絡体制を確立すること。

ウ 本指針に沿って取り組む際には、ヒアリ類の危険性に留意するとともに、刺された場合の医療機関の受診

が推奨される症状について従業員に周知するなど適切に対応すること。

エ 対象事業者が自ら、疑いアリ発見時の連絡経路、ヒアリ類の同定に係る知識、殺虫処理等に係る研修の実施を行うことが有効である。

オ 対象事業者間の連携や先進的取組の共有の観点から、本指針に沿った取組事項について公表することが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

担当者においては、地方環境事務所及び関連する対象事業者との連絡体制に基づき、疑いアリが発見された場合は速やかに連絡すること。

(3) ヒアリ類同定後の対応

検査、消毒その他の拡散防止のための措置及び生息状況調査等が適切に実施されるよう、国、地方公共団体その他関係する事業者による措置に協力すること。

2 港又は飛行場を所有又は管理する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア 国や地方公共団体等が実施するヒアリ類に関する定期的な生息状況調査等が適切に実施されるよう協力すること。また、管理地内においてヒアリ類に関する定期的な生息状況調査を実施することが有効である。

イ 担当者は、ヒアリ講習会へ参加することが望ましい。

ウ 海外から輸送してきた輸入品等を一時保管しておく場所等、ヒアリ類が侵入しやすい場所を事前に地図上で特定しておき、当該場所やその周辺について、定期的な除草等による雑草管理が十分に行われていない緑地、舗装の亀裂、コンクリートプレートと舗装の間隙、フック穴等のヒアリ類が営巣しやすい環境の定期的な点検を実施することが望ましい。また、これらの場所の除草、補修等を速やかに実施し、ヒアリ類が生息しにくい環境を維持することが望ましい。

エ 港又は飛行場の再整備や改修時に、ヒアリ類が生息しにくい環境になるよう、ウに配慮した構造とすることが望ましい。

オ 港又は飛行場の日常的な管理の一環で雑草や土砂処分を行う際は、作業用具、回収した雑草及び土砂等へのヒアリ類の付着の有無を確認することが望ましい。

カ ヒアリ類の国内での確認状況について、環境省が発信する情報を確認することが望ましい。

キ 港又は飛行場の施設の整備管理計画等の中でヒアリ類への対策を位置付けることが有効である。

ク 管理地内において、ヒアリ類に関する注意喚起資料の掲示等を行うことが有効である。

ケ 殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

管理地内で疑いアリの通報があった場合に、周辺のコンテナ等、舗装面及び移動施設等のヒアリ類の存在、付着及び混入の状況を確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入していた物品に係る輸入、保管及び輸送経路に係る対象事業者のうち、当該物品を扱った者へ速やかに情報共有すること。

イ 環境省職員の指示に従い、管理地内のヒアリ類発見地点の周辺でスナック菓子等の誘引餌や粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること又は国若しくは地方公共団体が実施する当該調査に協力すること。

ウ 防除作業が完了するまでの間、ヒアリ類発見地点周辺の清掃や雑草の除去等により生じた廃棄物を排出する場合には、当該排出前にワンプッシュ式エアゾール剤等により当該廃棄物の殺虫処理を実施すること。

エ 検査、消毒、廃棄又はこれらに伴う物品、コンテナ等若しくは移動施設等の移動をする際には、他の貨物輸送への影響が少なく、移動予定のコンテナ等及び営巣可能な植え込み等を避けた仮置場を確保する等、リスクを低減した誘導及び調整を実施することが望ましい。

オ ヒアリ類の存在が確認された舗装の間隙等は防除作業の完了後に速やかに補修等を実施することが望ましい。

3 コンテナ等をリース又は所有する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア 返却時の空コンテナの破損等の確認の際にヒアリ類や土砂等の付着がないことを確認するとともに、次のリースまでヒアリ類がコンテナ等に侵入しないよう、場所や周辺環境に配慮して保管することが望ましい。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認することが望ましい。

イ コンテナの清掃作業を行う際は、ヒアリ類が目視できない場所にいる可能性を考慮し、法第24条の3第1項に基づく消毒基準を参考とし、ワンプッシュ式エアゾール剤を噴射した上でコンテナを閉じ、一定時間放置しておくことにより殺虫することが有効である。

ウ 殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にいることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤等の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。

イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にいることが確認された場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。

ウ 疑いアリ発見地点周辺のコンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。

エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺のコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該コンテナ等の周辺

に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

- ア ヒアリ類が付着又は混入したコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。
- イ ヒアリ類が付着又は混入したコンテナ等をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止措置をとり、移動前後で周辺にヒアリ類が逸出していないか確認すること。
- ウ 管理地内でヒアリ類が発見された場合は、環境省職員の指示に従い、発見地点周辺でスナック菓子等の誘引餌や粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること。
- エ 防除作業が完了するまでの間、ヒアリ類発見地点周辺の清掃や雑草の除去等により生じた廃棄物を排出する場合には、当該排出前にワンプッシュ式エアゾール剤等により当該廃棄物の殺虫処理を実施すること。

4 船舶や航空機から物品又はコンテナ等を荷下ろしする事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

- ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にあることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤その他の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。
- イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にあることが確認された場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を

避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。

ウ 疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。

エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又はコンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。

イ ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止措置をとり、移動前後で周辺に逸出していないか確認すること。

ウ 管理地内でヒアリ類が発見された場合は、環境省職員の指示に従い、発見地点周辺でスナック菓子等の誘引餌や粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること。

エ 防除作業が完了するまでの間、発見地点周辺の清掃や雑草の除去等により生じた廃棄物を排出する場合には、当該排出前にワンプッシュ式エアゾール剤等により当該廃棄物の殺虫処理を実施すること。

5 物品等を倉庫で保管・仕分けする事業者（倉庫を管理する事業者を含む。）が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア コンテナ開封時にコンテナの内側及び側面並びにコンテナの中に入っていた物品の外側にヒアリ類が付着していないかを確認することが望ましい。

イ 空コンテナの確認時にはコンテナの内側（床板の縁、貼り合わせ部、壁際、床板の隙間、通気口）及びコ

ンテナの側面を確認することが望ましい。

ウ アの確認を行ったことについて、デバンニングレポート等に追加することが有効である。

エ コンテナの清掃等を委託されている場合には、ヒアリ類が目視できない場所にいる可能性を考慮し、法第24条の3第1項に基づく消毒基準を参考とし、ワンプッシュ式エアゾール剤を噴射した上でコンテナを閉じ、一定時間放置しておくことにより殺虫することが有効である。

オ 殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にあることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤等の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。

イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にあることが確認された場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。

ウ 疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。

エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又はコンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。

イ ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に

従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止措置をとり、移動前後で周辺に逸出していないか確認すること。

ウ 管理地内でヒアリ類が発見された場合は、環境省職員の指示に従い、スナック菓子等の誘引餌粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること。

エ 防除作業が完了するまでの間、発見地点周辺の清掃や雑草の除去等により生じた廃棄物を排出する場合には、当該排出前にワンプッシュ式エアゾール剤等により当該廃棄物の殺虫処理を実施すること。

オ 検査、消毒又は廃棄に伴う物品又はコンテナ等の移動に際しては、他の貨物輸送に影響が少なく、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等を避けた仮置場を確保することが望ましい。

6 車両で物品等を輸送する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア コンテナ等を車両に搭載し、輸送する際には、コンテナの側面及び車両にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認することが望ましい。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認することが望ましい。

イ 空コンテナの確認時には、コンテナの内側（床板の縁、貼り合わせ部、壁際、床板の隙間及び通気口）及び側面を確認することが望ましい。

ウ 殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にいることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤等の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。

イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にいることが確認された場合は、必要に応じて地方

環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。

ウ 疑いアリ発見地点周辺の物品、コンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。

エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又はコンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。

イ ヒアリ類が付着又は混入した物品、コンテナ等又は車両をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止のための措置をとり、移動前後で周辺に逸出していないか確認すること。

ウ ヒアリ類が付着、混入していた物品又はコンテナ等の輸送に関与していた場合は、当該輸送に用いた車両にヒアリ類が付着していないか確認し、輸送時の移動経路について地方環境事務所に連絡すること。

エ ヒアリ類が付着、混入していた物品又はコンテナ等の輸送に関与しており、かつ、経由地に長時間駐車等していた場合には、当該経由地について地方環境事務所に連絡すること。また、当該経由地についてヒアリ類が逸出していないか確認することが望ましい。

7 輸入、輸送及び保管について全体の流通を管理する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア 本指針に沿ったヒアリ類への対策を適切に実施している対象事業者やヒアリ類の忌避剤をコンテナに入れ

るなど非意図的導入リスクを下げる取組をしている対象事業者による流通体制をとることが有効である。

イ 物品の発送の段階で、物品の梱包やコンテナ等への格納等をする者に対し、ヒアリ類の侵入を防止するための管理及び対策の実施を依頼することが有効である。

ウ 担当する流通に関係する事業者に優良事例や先進事例を紹介し、導入を促進することが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

ア 疑いアリ発見地点周辺の物品、コンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動しないよう、当該物品又はコンテナ等を管理する関係事業者と調整することが望ましい。

イ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又はコンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認するよう、当該物品又はコンテナ等を管理する関係事業者と調整することが望ましい。

ウ 疑いアリの付着した物品の荷主又は当該物品若しくはコンテナ等を管理する事業者が拡散防止のための措置に協力するよう調整することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認するよう、当該物品又はコンテナ等を発見場所で管理している事業者及びその前後の流通経路の関係事業者と調整すること。

イ ヒアリ類の消毒後、発見地点周辺のヒアリ類の残存状況等を確認するための生息状況調査に協力するよう、発見場所及び消毒場所を管理する事業者と調整すること。

ウ 検査、消毒又は廃棄に伴う物品又はコンテナ等の移動に際しては、他の貨物輸送に影響が少なく、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等を避けた仮置場を確保するよう、土地の管理者等と調整することが望ましい。

エ ヒアリ類発見時の措置に関して対象事業者間での理解を促進し、契約等において適切に取り決めがなされ

るように努めることが望ましい。

8 物品等を受け取る事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

- ア コンテナの内側及び側面並びにコンテナ内に入っている物品にヒアリ類が付着していないか確認すること、特にコンテナから物品を出す際に確認することが望ましい。
- イ コンテナの清掃作業を行う際は、ヒアリ類が目視できない場所にいる可能性を考慮し、法第 24 条の 3 第 1 項に基づく消毒基準を参考とし、ワンプッシュ式エアゾール剤を噴射した上でコンテナを閉じ、一定時間放置しておくことにより殺虫することが有効である。
- ウ 物品の発送の段階で、流通管理、物品の梱包、コンテナ等への格納等をする者に対し、ヒアリ類が侵入しないような管理と対策の実施を依頼することが有効である。
- エ 殺虫処理に必要な薬剤等を準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

- ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にあることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤等の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。
- イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にあることが確認された場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。
- ウ 疑いアリ発見地点周辺の物品、コンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。
- エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又は

コンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。

イ ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止措置をとり、移動前後で周辺に逸出していないか確認すること。

ウ 管理地内でヒアリ類が発見された場合は、環境省職員の指示に従い、スナック菓子等の誘引餌や粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること。

エ 防除作業が完了するまでの間、ヒアリ類発見地点周辺の清掃や雑草の除去等により生じた廃棄物を排出する場合には、当該排出前にワンプッシュ式エアゾール剤等による廃棄物の殺虫処理を実施すること。

9 物品について処分権限を有する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

ア ヒアリ類の混入は自然災害等と同様に突発的かつどこでも生じうるものと認識し、物品等の移動停止や消毒廃棄が必要となる場面に備えて、法令に基づく適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応に要する費用の分担等を決めておくことが望ましい。

イ ヒアリ類発見時に物品の消毒廃棄が行われることを想定し、必要に応じて関連する保険等を活用する等、リスクへの対策をしておくことが有効である。

ウ 物品の発送の段階で、流通管理、物品の梱包、コンテナ等への格納等をする者に対し、ヒアリ類が侵入しないような管理と対策の実施を依頼することが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

疑いアリの出入りが確認された物品又はコンテナの開封について、管理者等から連絡があった場合は、速やかに対応し、協力すること。

10 船舶又は航空機で物品等を輸送する事業者が取り組むべき事項

(1) 通常時の対応

殺虫処理に必要な薬剤等について事前に準備しておくことが有効である。

(2) 疑いアリ発見時の対応

ア 発見された疑いアリがコンテナ等の中にあることが確認されその数が少数の場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、エアゾール剤、くん蒸剤、くん煙剤、液剤その他の即効性の薬剤で殺虫処理を行うことが望ましい。

イ 発見された疑いアリが多数の場合又はコンテナ等の外にあることが確認された場合は、必要に応じて地方環境事務所に相談の上、アにおいて列挙されている即効性の薬剤は拡散につながるおそれがあるため使用を避け、ベイト剤等の遅効性の薬剤を使用することが望ましい。

ウ 疑いアリ発見地点周辺の物品及びコンテナ等については、移動予定のコンテナ等や営巣可能な植え込み等の付近に移動させないことが望ましい。

エ やむを得ず疑いアリ発見地点周辺の物品又はコンテナ等を移動させる場合には、移動前後で当該物品又はコンテナ等の周辺に疑いアリが逸出していないか確認することが望ましい。

(3) ヒアリ類同定後の対応

ア ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等に目張りや梱包等の逸出防止のための措置をとり、周辺にヒアリ類や土砂等が付着していないか確認すること。土砂等が付着していた場合には除去し、内部にヒアリ類が存在していないか確認すること。

- イ ヒアリ類が付着又は混入した物品又はコンテナ等をやむを得ず移動させる場合には、環境省職員の指示に従って移動することとし、目張り、目視できる範囲のヒアリ類についてのエアゾール剤等を用いた殺虫等の逸出防止措置をとり、移動前後で周辺に逸出していないか確認すること。
- ウ 船舶や航空機の隙間などをヒアリ類が出入りしている場合には、環境省職員の指示に従い、船舶や航空機等の管理者において船舶や航空機上でスナック菓子等の誘引餌や粘着トラップを用いたヒアリ類の生息状況調査を実施すること。

附 則

- 1 この告示は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 この告示は、ヒアリ類の侵入及び国内定着の状況、科学的知見の集積その他の状況の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。



改正外来生物法に基づくヒアリ類への対策概要

令和5年2月

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 外来生物法の改正について

- 改正外来生物法施行から5年以上が経過し、施行状況等の検討を実施。今後講ずべき事項について中央環境審議会に諮問し、令和4年1月11日に答申。
- 令和4年5月に成立、公布。令和5年4月1日施行予定。

<改正外来生物法の主な改正事項>

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例
・個人の販売目的でない飼育
・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

2. ヒアリの侵入経路と国民生活等への影響

- ヒアリは、原産地である南米から、船や飛行機に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込んで、1940年代頃からアメリカ合衆国やカリブ諸島に次々と侵入
- 2000年代にはオーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾でも発見
- 日本でこれまで発見されたヒアリも、輸入貨物や輸入貨物の入ったコンテナなどに付着することにより、入り込んでいる



国民生活と生態系への影響

- 海外ではアレルギー反応による死亡例有（**命に関わる緊急課題**）。
- ヒアリ定着によりお花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ、米国定着地ではサンダルが履けない、年間1400万人が刺されるなど、**国民の生活に多大な影響**。
- 在来のアリ類や節足動物だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食（家畜への被害もあり）。
- 海外でのヒアリ防除対策費と被害額は膨大。
 - ・ **米国：対策費7800億円/年 被害額6000-7000億円/年**
 - ※“ヒアリが広く定着した国や地域で駆除に成功したところはない”
根絶はNZのみ。**初期防除が重要**。

3. ヒアリの危機的状況

- ヒアリ対策については、4年連続で大規模な集団の確認事案が続いており、対策の強化が必要（「**定着しそうなギリギリの段階**」と有識者からも警鐘）

ヒアリの危機的状況

- 2017年6月に国内で初確認されて以降、18都道府県で**92事例**が報告（令和5年1月末現在）



【4年連続で港湾において大規模な集団を確認】

- 2019年10月 東京港青海ふ頭のコンテナヤード内で多数の女王アリ発見
- 2020年9月 名古屋港飛島ふ頭の民間事業敷地内で多数の女王アリ発見
- 2021年9月 大阪港咲洲で複数の女王アリと働きアリ1000体以上発見
- 2022年10月 広島県福山港で陸揚げされたコンテナ内で複数の女王アリと働きアリ70,000体以上発見



写真提供：寺山 守

ヒアりに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ 体長約2.5~6mm ヒアリの大きさ 女王アリ 体長約7~8mm

4.改正によるヒアリ対策の強化（R5.4.1施行）

「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める。

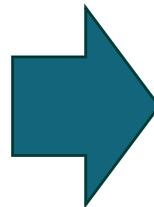
「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる。 ※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる。

現行

- **通関後の物品等**に対して、**検査、消毒廃棄命令等**ができない
- 専門家による特定外来生物の**特定（同定）作業中**は、**任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり**
- **事業者との連携**にかかる**根拠規定がない**



改正後

- **通関後の物品、施設や土地**に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに**検査、消毒廃棄命令等が可能**
- ヒアか否か**専門家**が**特定（同定）作業中**も物品等の**移動停止をさせることが可能**
- 国が**対処指針**を定めることを**法定化**し、**事業者との連携を強化**

5. ヒアリ類に係る対処指針（R5.6.1施行）

○改正外来生物法に基づき環境大臣・国土交通大臣が、要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）が発見された際に事業者がとるべき措置に関する指針(対処指針)を令和5年春頃に策定予定

＜対処指針において想定される取組内容について＞

対象となる事業者

- ヒアリ類が付着・混入するおそれがある物品の輸入、輸送、保管を行う事業者。（輸入された物品を扱う港・飛行場関係者、運送過程での物流関係者、荷主等。）

概ね各業種に共通して想定される内容

- **ヒアリ類発見・通報のための体制構築**◎
（担当者の講習会参加、発見時の担当者への迅速な連絡体制の確立、通報先の社内共有など）
- 疑いアリ発見時の**拡散防止措置**○
● **ヒアリ類同定後の拡散防止措置**◎
 - オンライン上での動画視聴等の参加いただきやすい形を想定
 - ◎ 貨物から漏れないよう目張りする、殺虫剤を噴霧する等
- ヒアリ類発見後の**モニタリング**（敷地内の倉庫や土地などで発見された場合）◎
 - ◎ 特別な資材ではなく、お菓子（かつ○えびせんや、ポテト○ップス等）を置く方法を想定
- ヒアリ類に係る**検査や消毒が円滑に進むように協力**◎
- 本指針に沿った取組事項について公表☆

業種に応じて想定される内容

港湾管理者・ふ頭株式会社等

- ヒアリ類の**営巣防止策の実施**○
（必要に応じた生息調査、舗装の修繕、定期的な雑草・土砂の除去など）

港運事業者、船会社、コンテナリース会社等

- **空コンテナ返却時に、ヒアリ類付着確認**○

倉庫事業者等

- **コンテナ開封時、空コンテナ確認時にヒアリ類付着確認**○

港湾運送・物流事業者

- コンテナ、貨物をトラックに搭載する際、**ヒアリ類付着確認**○
- **空コンテナ回収時にヒアリ類付着確認**○

フォワーダー

- **ヒアリ類対策を適切に実施している事業者による流通体制**となるように調整等☆

荷主、荷受人等（事業者）

- **貨物受け取り時、空コンテナ返却時のヒアリ類付着確認**○
- **疑いアリ発見時の開封等の対処への協力**◎
- 物品の**発送の段階で、ヒアリ類が侵入しないような対策の実施**を依頼☆

※勧告、命令の対象となる事項は「◎：すること」と記載し、勧告、命令の対象とならない事項（努力的な取組事項）については「○：望ましい」先進的な事例は「☆：有効である」と記載することで指針本文においてわかるように明記。

(参考) 外来生物法の概要 (R4改正後)

法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針 (基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

特定外来生物

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬 (飼養等) の禁止

(大臣の許可が必要)

- ・ 許可者以外は**輸入禁止**
- ・ 許可者以外への**譲渡禁止**
- ・ 野外への**放出等の禁止**

(大臣の許可が必要)

条件付特定外来生物 (アカミミガメ、アメリカザリガニを予定。)
販売・頒布等目的の飼養等
販売・頒布等目的の譲渡し等
輸入、放出等 のみ禁止

- ・ 国、都道府県(共同実施の市区町村含む)は**公示して防除を実施**
- ・ 市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・ 付着等の疑いのある**物品や土地等の検査**
- ・ 付着等している物品等の**移動制限、禁止命令**
- ・ 事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

未判定外来生物

- ・ 輸入者に届出義務
- ・ 判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**

指定されない生物

規制なし
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類別証明書の添付**が必要

判定

その他：

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の**責務**
- ・ 生息調査のための**立入調査**
- ・ 許可者への**報告徴収及び立入検査**
- ・ **情報収集、国際協力、普及啓発等の規定**

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している**輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令**

(参考) 改正外来生物法、ヒアリ類関係のスケジュール (予定)



令和4年

5月18日 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
(令和4年法律第42号) 公布

7月1日 改正法第1条関係 (特定外来生物全般の規制権限の拡充) 施行

9月20日 特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定

11月28日 ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定に係る政令公布

改正法の全面施行に関する施行期日令の公布

令和5年

2月10日~3月11日 ヒアリ類に係る対処指針案のパブリックコメント実施

4月1日 改正法全面施行

改正政令 (ヒアリ類指定関連箇所) 施行

春頃 対処指針 (告示) 公布

6月1日 対処指針施行